

1 新型コロナウイルス感染症対策

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

【提案内容】

提出先 内閣府

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（地方単独事業分）は、地域の実情に応じた事業を地方自治体の判断により実施できるよう、今後の感染状況を踏まえ、予備費の活用も含め、必要に応じて機動的に措置するなど、引き続き、**全ての地方自治体が必要とする額を確保すること。**

また、**交付金の算定に当たっては、地方自治体の財政力に関わらず、地域の実情に即した必要な額を措置すること。**

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、引き続き、地域の実情に応じたコロナ対応に係る事業の実施が必要である。

◆実現による効果

臨時交付金の措置により、地域の実情に応じた事業の実施が可能となる。

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

- (2) **営業時間短縮等の要請に伴う協力金**については、地方自治体が、臨時交付金（地方単独事業分）を他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援等の財源として活用できるよう、臨時交付金の地方単独事業とは別に、**全額国費で負担すること。**

◆現状・課題

営業時間短縮等の要請に伴う協力金については、本来、地域の実情に応じた事業の財源に充てるべき臨時交付金（地方単独事業分）を充てなければならない制度設計になっている。

◆実現による効果

協力金について、臨時交付金の地方単独事業とは別に全額国費負担とすることで、他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援等の財源などに活用できる。

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

- (3) **繰越手続の運用**に当たっては、繰越財源の用途の変更など、事故繰越を含めた**要件の弾力化や柔軟な対応を図ること。**

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見通せず、感染状況によって、緊急事態措置やまん延防止等重点措置などの影響を受けるため、計画的な事業実施が困難である。

◆実現による効果

年度を超えて切れ目なく柔軟な執行が可能となる。

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

2 医療

【提案内容】

提出先 デジタル庁、厚生労働省

- (1) **新型コロナウイルスワクチン接種**について、全ての市町村が希望する住民への接種を速やかに進められるよう、**接種にかかわる人材の確保に向けた対策や、県や市町村の負担がないよう、財政措置を継続すること。**
- また、**接種券の電子化などにより接種者情報、接種記録等を一貫して管理できる仕組みを構築するなど、ワクチン接種を迅速に進めるための柔軟な制度設計により、地方自治体の取組を総合的に支援すること。**
- さらに、**ワクチンの供給量を十分に確保するとともに、国産ワクチンの開発支援等により、アレルギー等の理由で特定の種類のワクチンが接種できない方の選択肢を広げ、希望する全ての方が速やかに接種できる体制を構築すること。**

◆現状・課題

新型コロナウイルスの世界的な流行に未だ終息が見られない中で、今後もワクチン接種の重要性は高いと考えられることから、引き続き国が主導してワクチン接種に係る医療人材等の確保対策を進めるとともに、接種主体である市町村や、市町村を支援する県に対する十分な財政措置を行う必要がある。

また、紙による接種券の発行を前提とした現状の接種情報管理体系、報酬支払体系等は、接種券の大量発行に膨大な時間及び労力を要することや接種記録の把握の遅れにつながることから、ワクチン接種を迅速に進めるための大きな障害となっており、デジタルを前提とした接種者情報、接種記録等を一貫して管理する仕組みを構築する必要がある。

◆実現による効果

接種券の発行、接種記録の管理などに係る労力が削減されるとともに、接種に係る報酬支払いの確実性が担保されることにより、希望する全ての住民へのワクチン接種を迅速かつ円滑に進めることができる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (2) **新型コロナウイルス経口治療薬**について、処方希望する全ての住民がその機会を得られるよう、**備蓄分も含めた十分な量を確保するとともに、供給・流通体制を整えること。**また、**経口治療薬の安定的な供給と、国内産業の育成につなげられるよう、国産の経口治療薬に重点的な開発支援を行うこと。**

◆現状・課題

経口治療薬については、備蓄分も含めて十分な量が確保されているとはいえず、また薬剤の供給・流通体制も整っていないことから、国の責任において、これらの状況の改善を図ることが必要である。

また、国産の経口治療薬については、速やかな製造・販売に向けた開発支援及び、治験や製造販売承認が行われているとは言い難い状況であることから、国として重点的な支援を行うことが必要である。

◆実現による効果

経口治療薬の備蓄分も含めた十分な量の確保や流通体制の改善は、患者への迅速な処方につながり、重症化等を防ぐ効果がある。

また、国産の経口治療薬の開発支援は、薬剤の安定的な供給に資するとともに、国内産業の育成にも寄与する。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (3) **地域の医師会等と連携した自宅療養者に対する健康観察やフォローアップ業務**について、今後も持続可能な仕組みとして運営できるよう「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」の当面の維持や診療報酬等の拡充、訪問看護やオンラインによる療養指導等を新たに訪問看護療養費の対象とするなどの**財政措置**を図ること。

また、当該業務に係る人材確保の観点から、**救急救命士の活用を進め**、現状の救急用自動車等だけでなく、**療養者宅においても、状況に応じて酸素投与などの救急救命処置を行えるように**すること。

◆現状・課題

令和4年1月から2月にかけての感染拡大時には、一日あたり6万人を超える自宅療養者が生じるなど、感染の急増期には多数の自宅療養者の発生が見込まれる。

こうした自宅療養者に対して医学的知見に基づいた対応を行うため、地域の医師会等に健康観察やフォローアップ業務を委託することは、国により積極的に推奨され、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となっているが、対応する医師や看護師への手当等について、臨時的な対応ではなく、診療報酬制度にしっかりと位置付けるなど、恒久化を見据えた持続可能な制度として構築していく必要がある。

また、自宅療養者の容態が急変した場合の備えとして、療養者宅に駆け付け、医師の指示のもと救急救命処置を実施することを可能とするため、救急救命士を活用できる仕組みを構築すべきである。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の自宅療養を地域の医療提供体制に位置付けるための体制を整備し、地域の医療システムとして自走化を図ることは、超高齢社会においても有用な手法であることから、将来的な活用も期待できる。

また、救急救命士を自宅療養者の健康観察やフォローアップ業務に活用することにより、自宅療養者が安心して療養できる体制の整備を進めることが出来る。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (4) 今後更なる変異ウイルスが発生することが懸念される中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止には、**全国的かつ戦略的なPCR検査の実施等の対策が大変重要**であるため、**地方自治体の負担が無く、効果的・効率的に検査等が実施できるよう財政措置を講じる**こと。

また、**医療機関における検査に係る診療報酬の引下げ**については、検査機関の減少が懸念されることから、**適切な診療報酬体系に見直すなど、発熱診療等医療機関を増やすための方策を拡充**すること。

◆現状・課題

国から、令和4年2月に、B.1.1.529系統（オミクロン株）の流行下においては、患者数の5～10%程度のL452R変異株PCR検査やゲノム解析を実施することが示されている。

本県のように、保健所設置市が多い都道府県については、このように変異株検査の実施率を示された場合、検査費用の1/2が各地方自治体の負担となっていることから、各保健所設置市の実施状況に影響され、実現が容易でない。変異株検査等の、国が方針を示した上で全国的に実施する事業に関しては、地方自治体の負担が生じないよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象事業に含めるなど、国において財源措置を講じてもらう必要がある。

さらに、医療機関における検査に係る診療報酬については、令和3年12月31日から引き下げられ、PCR検査については、令和4年4月1日に激変緩和のための経過措置としての引下げが行われた後、7月1日にも更なる引下げが行われる予定であり、検査するほど医療機関の負担が増えることから、発熱診療等医療機関を辞めたいとの声が寄せられるなど、検査機関の減少が懸念される事態となっている。

◆実現による効果

感染の再拡大の回避やクラスターの早期の防止が可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (5) **感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律と新型インフルエンザ等対策特別措置法の権限と財源を見直し、都道府県が迅速に広域的な感染症対策を行えるよう、早急に法改正を行うこと。**

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症対策において、検査の実施や自宅療養等については、感染症法により保健所設置市に権限が付与されている一方、感染拡大防止措置については、特措法により都道府県知事に権限が付与されている。

また、財源についても、飲食店等への時短要請に伴う協力金や、病床確保、自宅療養に係る費用については、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金により一義的に都道府県に交付されているが、検査費用等は保健所設置市に直接措置されている。

このため、広域的な対応が必要なケースでは、調整に時間を要し、迅速な執行に支障が生じている。

そこで、感染症対策における権限と財源を見直すことにより、広域的な事案に対し、都道府県と保健所設置市が一体となって迅速に感染症対策を行えるよう、法改正を行う必要がある。

◆実現による効果

都道府県と保健所設置市が一体となって対策を推進することにより、迅速な対応が可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (6) 新型コロナウイルス感染症のような大規模感染症流行下における医療提供体制の確保のために、地方自治体が負担した費用については、**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするなど、国において財政措置を講じること。**

また、**患者の移送費や入院医療費、行政検査費など感染症法で地方自治体が負担すべきとされている費用**について、感染拡大による地方自治体の財政負担が増加しているため、**この支弁分についても緊急的な財政支援策を講じること。**

◆現状・課題

本県では、新型コロナウイルス感染症拡大時において、感染拡大を防止するとともに、県内の医療機関の負荷を軽減し、必要な医療提供体制を確保するため、家庭への抗原検査キットの配布やゴールデンウィーク・年末年始等の長期休暇における医療提供体制確保にかかる協力金の事業等を実施しているが、これらの事業は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象経費となっていないことから、県の独自財源や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施している。

また、患者の移送費や入院医療費、行政検査費などの自治体負担が生じる費用についても、感染拡大により、想定を超える費用負担が生じており、地方自治体の財政負担が大きい。

特に、移送費については、感染症法に拠らない軽症者等の移送は交付金により全額措置されるものの、法に基づく医療機関への移送に要する費用については、県（保健所設置市）が支弁することとされており、財源や地方自治体の負担に差異が生じている。

◆実現による効果

地方自治体を実施する医療提供体制確保のための事業については、緊急包括支援交付金の対象とするなど、国による財政措置を明確にすることで、地方自治体がそれぞれの地域のニーズや実情に応じて、迅速かつ効果的に医療提供体制を確保することが可能となる。

また、感染拡大に伴う緊急的な措置として、行政検査等の自治体負担分についても、一時的に国による財政支援の対象とすることにより、地方自治体が財政的な不安を感じることなく、十分な対応を行うことができる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

3 防災・減災

【提案内容】

提出先 内閣府、消防庁

- (1) 大規模災害が発生した際には、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の設置・運営を進めることが急務であり、感染症予防に必要な物資の備蓄や、避難先宿泊施設の借上費用など、市町村に多額の財政負担が恒常的に発生することから、必要な財源措置を講じること。
- また、新型コロナウイルス感染症対策の取組として、感染症を意識した避難の行動や日頃の備えについての普及啓発を強化すること。

◆現状・課題

地震や風水害などの災害が発生した際に、市町村が行う避難所運営において、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すことが重要である。

本県では、特定非営利活動法人と防災協定を締結して、間仕切りシステムやハニカムベッドの提供・運搬体制を整備した。また、防災協定により市町村が、旅館やホテルを、避難所として確保できる仕組みを構築するなど市町村の避難所確保の取組を支援しているが、感染症予防に必要な物資の備蓄や、避難先宿泊施設の借上により、市町村に多額の財政負担が恒常的に発生する。

◆実現による効果

避難所における新型コロナウイルス感染症対策の充実強化が図られる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (2) 大規模災害における避難時に、感染の拡大を防止するためには、避難所の運営主体である基礎自治体が自宅療養中の陽性者や疑似症の者（PCR検査結果待ちの者）の居住地情報と災害危険区域との照合結果を事前に把握しておくことが必須であるが、現行制度では保健所設置市以外の市町村においては把握できない仕組みであることから、早急に法制度も含めた仕組みを構築すること。

◆現状・課題

平時は市町村に個人情報を含まない自宅療養者の情報(地番や人数等)を提供し、発災時や発災が見込まれる場合は、個人情報を含む自宅療養者の情報を保健所設置市以外の市町村に提供しているほか、市町村から個別に申請があった場合は、個人情報を提供している。また、個人情報の提供については、保健師による体調の聞き取りの際に、個人情報提供の可否についてヒアリングを実施している。

なお、疑似症や濃厚接触者のデータは提供していない。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症に感染しているという情報は、要配慮個人情報に該当するため、条例上、収集等ができない地方自治体があり、解釈で対応している。また、疑似症や濃厚接触者の情報は感染症法上で都道府県が収集する情報ではないため、法や条例に基づく収集及び提供が行えていない。

法制度が構築されることにより、各地方自治体の条例に基づく解釈ごとに判断している情報の扱いを統一することができ、適切な情報共有が可能になる。

また、疑似症や濃厚接触者の情報提供が条例の解釈では対応できていないため、法制度の構築により対応ができるようになる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (3) 第6波のように、大量の自宅療養者、濃厚接触者がいる状況下で、大規模な自然災害の発生時における**感染者等の避難対策に関する手法等について、考え方を示すこと。**

◆現状・課題

本県では、第6波の発生以後、自宅療養者数が大幅に増加しており、ピーク時には、およそ6万8千人に達した。このような状況下で、大規模地震等の自然災害が発生した場合、指定避難所に感染者等が殺到することになり、更なる感染拡大を招く事態が生じ得る。指定避難所における感染対策とは別に、自宅療養者等に対する避難対策の手法を国において示されない現状を鑑みると、自宅療養者に対する移送方法など、混乱が発生する懸念がある。

◆実現による効果

自宅療養者における迅速な避難を実現することができる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

4 福祉

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) **高齢・障害福祉施設等**について、新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のために講じる、抗原検査キットの調達や検査の費用をサービス提供体制確保事業の補助対象とすること。また、今後、様々な感染防止対策に対し、**報酬において十分な評価**を行い、各施設等の感染防止対策の取組を推進する**恒久的な仕組みを構築すること。**

◆現状・課題

現在、高齢・障害福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、職員の毎日の健康管理や利用者の面会に当たっての感染対策、3密を避けるためのサービス提供、感染疑い者発生時の隔離等の徹底など、様々な感染防止対策を講じた上でサービス提供に当たっている。

また、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成するサービス提供体制確保事業では、施設等が行う抗原検査キットやPCR検査による自費検査費用は対象外となっているが、予防的に行う場合や感染発生後の迅速な検査は感染拡大の防止には極めて重要であるため、対象経費に含めることが必要である。

令和3年度からの介護報酬改定では、業務継続計画（BCP）策定等の感染症対策が全事業所に義務付けられるとともに報酬が+0.7%の増となったものの、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（基本報酬に0.1%上乘せ）は令和3年9月末で終了し、10月から12月までの感染防止対策について補助金により措置された。未だ収束が見込めない中、その都度補助金により時限的な措置ではなく、報酬による評価等の継続的な支援が必要である。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の影響により減収や追加で要する費用の発生により、経常収支が悪化する高齢・障害福祉施設等における事業の安定実施につながる。

感染症対策への評価を充実させることにより、新型コロナウイルス感染症をはじめ、今後、未知の感染症が発生した場合にも感染拡大防止を図ることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、障害サービス課)

- (2) **新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯が介護保険料や介護サービス利用料の自己負担分の支払いが困難になるのを防ぐため、保険者（市町村）が介護保険料やサービス利用料の減免を実施した場合には、国において減免額の全額を財政支援すること。**

◆**現状・課題**

無年金又は低年金者の場合、介護保険料や介護サービス利用料は、家族が支払っている場合があるが、その家族がコロナ禍による収入減少のため、支払いが困難になっている。こうした中で、保険者（市町村）が介護保険料や介護サービス利用料の減免を実施するためには、国からの財政支援が不可欠であり、介護保険料の減免に対しては令和3年度は全額の財政支援があったが、令和4年度の財政支援は減免額の一部に留まっており、また、利用料の減免には国の財政支援はない。

◆**実現による効果**

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯の負担軽減や介護サービスの利用控えを防止することで、利用者が安心して介護サービスを利用できるようになるとともに、介護サービス事業者への支援及び保険者の介護保険財政の安定につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

5 産業・労働

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省、経済産業省

これまで融資や補助金で事業を継続してきた中小企業に対し、業態転換の必要性など、今後の事業展開に向けた経営相談を広く実施していく必要があるため、相談員の増員など、相談体制の充実に対する支援策を継続的に講じること。

◆現状・課題

無利子融資などの資金繰り支援を受けた中小企業は、業績が回復しないまま融資の返済が始まると、事業の継続が困難となるため、返済に備え、「稼ぐ力」をつけることが求められる。

国は、令和3年度補正予算において、「事業環境変化対応型支援事業」として130.4億円を計上し、その中で、商工会・商工会議所への相談員の配置などによる相談窓口の体制強化を支援している。

ポストコロナ・アフターコロナ時代に向けて、商工会・商工会議所が、相談員の増員などにより、事業継続・新事業展開に取り組む中小企業に寄り添った相談体制を維持していく必要があるため、国の継続的な財政支援が不可欠である。

◆実現による効果

商工会・商工会議所等の様々な支援機関が連携して、多くの事業者からの相談にきめ細かく対応することで、中小企業の事業継続・新事業展開を後押しすることができる。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課)

6 教育

【提案内容】

提出先 文部科学省

新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たないことから、児童・生徒の学びの保障に向けて、引き続き、学校における感染症対策の徹底や教育活動の充実に向けた取組に対する十分な財政措置を行うこと。

特に、ICTを活用した授業の実践に向けて、機器及び無線LAN環境の整備のため、必要な財政措置を行うこと。

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症に対応するため、学校においてはオンラインを活用した学習の実施や消毒作業を引き続き実施しており、未だ感染症の収束が見込めない中、そうした取組の実施に向けた継続的な支援が求められる。

また、本県の県立高等学校においては、BYODによる1人1台端末の環境を実現してきたが、多くの生徒が使用するスマートフォンは、画面の大きさなどの点で国の示す学習者用コンピュータの標準仕様を満たしていない。コロナ禍の影響でGIGAスクール構想が大きく進展したことや、令和4年度入学生から新学習指導要領が実施され、情報活用能力や問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力がより一層求められることも踏まえ、保護者負担を基本として1人1台端末を導入することとした。

今後、コロナ禍の状況にあっても、個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けて、高校生の学びの環境の充実を図ることが重要であり、そのためにはICTを活用した授業の実践に向けた機器及び無線LAN環境の整備が必要である。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症へ適切な対応を行いつつ、学校におけるICT機器の整備を進めオンラインを活用した学習の実施環境を整えることで、生徒の安全・安心と学びの保障の両立を図ることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課、教育局高校教育課)